

# GLOBE

グローブ 2017 夏

90



(公財) 世界人権問題研究センター

---

# 「わだつみ像」

(立命館大学国際平和ミュージアム)

---



彫刻家・本郷新の作。戦没学生の手記を集め編集した『きけ わだつみのこえ』の刊行収入をもとに、1950年に制作された。書名は学徒兵の体験を持つ京都在住の歌人・藤谷多喜雄の短歌に由来し、わだつみとは「海をつかさどる神」を意味する。当初は東京大学での設置が目指されたが実現せず、その後、立命館大学により受け入れられた。1969年に学生紛争の渦中で破壊されたが、翌年再建される。

立命館は、戦前に禁衛隊を結成した歴史を持つ。その反省から、国際平和ミュージアムは反戦を強く訴える。紛争の惨禍は日本にとどまるものではなく、戦没学生の嘆き・怒り・苦悩の象徴として制作されたわだつみ像は、今日、普遍的な平和希求の象徴としての意義をも有する。

# GLOBE

GLOBE No. 90 2017 summer 目次

連 載	新しい人権問題への対応（その七）……………大谷 實 2
外部寄稿	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について……………中村 英樹 4
連 載	世界の人権はいま……………坂元 茂樹 6
	― 普遍的定期審査の現場から―（その三）……………三輪 敦子 8
研究第一部	スフィア基準をご存知ですか？……………廣岡 浄進 10
	― 人としての尊厳と権利が守られる被災者支援のために―……………水野 直樹 12
研究第二部	部落差別解消推進法……………馬場 まみ 14
研究第三部	尹東柱 <sup>ユンドンジュ</sup> 誕生一〇〇年に思う……………西村健一郎 18
研究第四部	女性のライフコースと結婚の意味……………内田 晴子 16
	― 結婚指輪から読み解く―……………中西たえ子 20
研究第五部	日本語を学ぶ・日本語で学ぶ……………西村健一郎 18
	人権教育と「生きるためのことば」……………内田 晴子 16
研究第六部	同一労働同一賃金の原則について……………西村健一郎 18
人権の窓	「京都ウイメンズベース」の概要について……………中西たえ子 20
事業案内	2017年度 人権大学講座……………西村健一郎 18
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内……………西村健一郎 18

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「オオヨシキリ」(夏鳥) 6月滋賀県・西の湖にて <(公財) 叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 新しい人権問題への対応(その七)



研究センター理事長  
元学校法人同志社総長

大谷 實

今回は、生殖補助医療に関する人権問題を検討します。生殖補助医療といえますのは、学術的には、生物学的なヒトの発生及び出生に人為的に介入し、または操作する医療のことですが、簡単に申しますと、不妊症のカップルで自然な性交によらないで精子と卵子を受精させる技術のことです。生殖医療とか生殖補助医療と呼ばれています。

生殖補助医療は、様々な方面で発展を遂げていることは、読者の皆さんも新聞等でご存知かと思いますが、その目的に応じて、大きく三つに分類することができます。その一つは、子を欲しくない人のための医療で

ありまして、不妊手術、避妊および人工妊娠中絶がこれに当たります。二つ目は、親になりたい、子が欲しい人のための医療でありまして、人工授精、体外受精、代理懐胎などがこれに当たります。三つ目は、当事者の希望に合うような生殖を目指すもので、男女産み分け、数の選択(減数中絶)、産む時期の選択(受精卵の凍結・保存)、出生前診断などがあります。この中には、遺伝子に介入して生殖の内容・質を操作することや人間のクローニングも含まれます。

生殖補助医療の技術は、近年、前回の終末期医療と並んで飛躍的に進歩しておりまして、新たな法律問題、倫理問題を提供していますが、人権課題として無視できないのは、二つ目の人工授精、体外受精に関連するものであり、今回は、特に、体外受精について検討することにします。

体外受精にはいろいろなタイプがありますので、分かり易くするために、事例を使ってお話しします。夫Aさんと妻Bさんは、三年前に結婚したのですが、一度も妊娠したことがないので、産婦人科の甲医院で院長の甲医師に相談し基本検査をもらったところ、妻のBさんの側に障害がある不妊症と診断されたところでしょう。医師甲は、AさんとBさんが何としても自分

たち夫婦の子が欲しいという切実な願いをかなえてやりたいと思い、一〇年ほど前にマスコミで騒がれたプロレスラーの高田延彦さんと女優の向井亜紀さん夫妻の例を引き合いに出して、Bさんの卵子を取り出し、それにAさんの精子をふりかけ、体外で受精させて、その受精卵つまり胚をBさんの妹Cさんの子宮に移植して子を産んでもらったかどうかとアドバイスしました。配偶者間の体外受精ですね。そして、今では卵子の中に精子を注入する顕微授精という安全な治療法があり、卵子の採取にも心配はないと言われたのです。そこで、AさんとBさん夫妻は、Cさんに必死の覚悟で、Bに代わって生んで欲しいと頼んだのです。いわゆる代理母ですね。その結果、Cさんは元気な男の子を産み、姉夫婦に引き渡したとしましょう。

高田夫妻の場合はアメリカの女性に産んでもらったのですが、夫の精子と妻の卵子を使って受精したのですから、血縁関係からすると夫婦の実子なのですが、最高裁判所は、「子を懐胎、出産していない女性との間には、母子関係を認めることができない」（平成一七年三月二三日）として嫡出子であることを認めませんでしたので、高田夫妻は特別養子の親つまり養親としての扱いを受けている訳です。

特別養子制度は、もっぱら子の福祉のために養親となる者が請求して、家庭裁判所の審判で養子とすることを決めるものですが、高田夫妻の場合は、遺伝的にみれば全くの実子なのでから、特別養子では満足するはずがありません。多くの夫婦は、肉体的ないし思遺伝的なつながりのある子を欲しているのですから、子を欲しいという不妊夫婦の切実な願望は、幸福追求の重要な要素であります。世界人権宣言においても、「青年の男女は家庭を作る権利を有する」（一六条）と定めていますし、国際人権規約でも「婚姻をし、かつ家族を形成する権利」を基本的人権として認めているところであります。

こうして、私は、配偶者間の体外受精による代理出産を速やかに公認すべきであり、子宮の母だけが子の母と考える最高裁判所の考え方は改めるべきであると考えています。また、人権の理念としての幸福追求権の観点から、民法を改正して、法律上の母親を、卵の母とするか子宮の母とするかはつきりすべきであると提案してまいりました（拙著「新しいのちの法律学」二〇一一）。日本学術会議も代理出産の適法化を提案していますが、私は、この問題を人権の課題として取り組むべきであると考えており、速やかな立法化を図るべきであります。

# 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について

京都市文化市民局共同参画社会推進部

男女共同参画推進課

真のワーク・ライフ・バランス推進・

働き方改革担当課長

中村 英樹

## ◆ 「真のワーク・ライフ・バランス」について

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動や社会貢献活動に積極的に参加することで、誰もが生きがいを持ち、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進しています。

「真のワーク・ライフ・バランス」については、平成22年度に、市民の皆様と共に作り上げた京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」において、京都を愛する若者たち「未来の担い手・若者会議U35」からの提案を受け、目指すべき京都の6つの未来像のひとつとして、「人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる『真のワーク・ライフ・バランス』を実現するまち・京都」を掲げ、本市の重点施策として取り組んでいます。

そして、この「京プラン」の実効性を確保するため、平成24年度から平成32年度までの9年間を計画期間とする「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画（以下「推進計画」という。）を策定いたしました。

## ◆ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画について

推進計画においては、「仕事」、「家庭」、「地域や社会」、「啓発・教育・情報発信」の4つの分野における支援を重点項目として設定し、仕事と家庭生活の両立支援や長時間労働の解消等に積極的に取り組む中小企業を支援するための補助金制度や表彰制度の創設など、企業における環境整備を促進するとともに、市民の皆様が取組事例を表彰する実践エピソードの募集や企業等や市民のための総合的な応援サイトである京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBの開設などの取組を進めてまいりました。



推進計画につきましては、計画の中間年度である平成28年度に、市民団体や経済団体等との意見交換会やインターネットアンケート調査等いただいた御意見や社会情勢を踏まえて、改定版の策定を行いました。改定版では、「真のワーク・ライフ・バランス」推進の基本的な考え方



京都 style 「真のワーク・ライフ・バランス」  
 応援WEB  
<http://www.kyotostyle-wlb.jp/>

を継承しつつ、社会情勢を踏まえて、「働き方改革の推進」や「女性活躍推進」に係る取組等を追加するとともに、推進計画の実効性を高めるため、新たに毎年度の事業計画を策定し、進捗確認を行うこととしております。

仕事と育児や介護等の家庭生活の両立に加え、地域活動や社会貢献活動との調和が必要になる「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、「男女共同参画」、「働き方改革」、「地域コミュニティの活性化」の視点を始め、京都市のあらゆる施策と連携・融合し、取組を進めることが重要です。推進計画の後半期においては、こうした視点に基づき、更なる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を図ってまいります。



◆ 今後の課題

本市では「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた様々な取組を進めてきた結果、企業における理解は一定の広がりを見せていますが、「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度や実現度の更なる向上を図っていく必要があります。

今後、少子高齢化や人口減少社会が急速に進展する中で、個人、企業・組織、社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした働き方の見直し、中小企業における女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進による女性管理職の増加や女性の活躍推進、企業の活性化などにつながる取組が不可欠です。そのため、男女が共にやりがいと充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、各人のライフステージに応じた社会参加や社会貢献ができる「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、推進計画に掲げる取組の更なる推進に取り組んでまいります。

# 世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その三)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国は、日本と異なり、個人通報制度を定めた自由権規約の選択議定書の締約国であり、主要な人権条約に入っている国です。また日本に先駆け、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。そうした韓国においても、さまざまな人権問題があることを普遍的定期審査は浮かび上がらせます。

二〇〇八年の韓国の第一回普遍的定期審査（UPR）では、三三カ国が発言しました。徴兵制度をとる韓国における良心的兵役拒否者の問題について、スロベニアは、良心的兵役拒否者が兵役義務から免除される権利を認めるように、またイギリスは良心的兵役拒否者に代替義務を認める手続を取るよう勧告しましたが、韓国はこれを受け入れませんでした。すでに自由権規約委員会は、韓

国に関する個人通報事例において、良心的兵役拒否者に兵役義務から免除される権利を認めないのは、思想、良心及び宗教の自由を定めた第一八条一項の違反とし、こうした権利を法的に認め、政府及び公的機関への雇用禁止をやめるようにとの勧告を行っていますが、韓国は委員会によるこの「見解」を実施していません。

また、韓国は日本と同様に死刑制度を維持している国です。ヨーロッパ諸国は、二〇〇三年に発効したヨーロッパ人権条約第一三議定書で、全面的に死刑を廃止しています。こうしたこともあり、UPRでは、死刑制度の廃止を求める勧告（ベルギー）、多くの人が死刑待ちの状態にある現状の中で死刑を廃止する法律の制定を求める勧告（ルクセンブルグ）、死刑廃止に向けてモラトリアムを設けることを求める勧告（イタリア）、死刑廃止をめぐり自由権規約第二選択議定書の署名を求める勧告（オーストリア）がヨーロッパ諸国によって行われました。しかし、韓国政府は、死刑廃止の問題は犯罪に関する司法の機能や社会環境など総合的に検討すべきであり、何よりも国民のコンセンサスが必要であるとして、これらの勧告を受け入れませんでした。第一回のUPRで韓国が受け入れを表明したのは、一五の勧告でした。先回取り上げた外国人労働者の問題についても、いくつかの勧告が行われました。移住労働者の人権に関する



特別報告者によれば、韓国における移住労働者の三分の一が女性であり、彼女たちは職場において、しばしば性的嫌がらせや虐待の脅威にさらされている現状にあるとされます。

こうした現状を背景に、女性移住労働者の権利の保護と差別的慣行の撤廃を求める勧告（アルジェリア）や移住労働者の保護政策の立案に際して、子どもと女性に特別の配慮を行うようにとの勧告（カナダ）、外国人労働者を効果的に保護するために雇用許可法の強化を求める勧告（インドネシア）、さらに法執行官の人権研修を実施し移住労働者の権利保障を求める勧告（カナダ）がなされました。これに対して、韓国政府は、これらの勧告を受け入れるとの決定を行いました。韓国は移住労働者権利条約の締約国ではありませんが、このようにUPPRでは、当該条約の締約国でなくても、条約が扱う移住労働者の人権状況を審査できるというメリットがあります。

女性の権利に関しても多くの勧告が行われました。そうした中で、韓国政府が受け入れたのが、女性差別撤廃条約第一条に従った女性に対する差別的定義の採択と外国人女性の人身売買に対する戦いを強化することを求める勧告（ベルギー）、女性の権利の伸長を人権政策の重要課題の一つにすることを求める勧告（イタリア）、配偶者間レイプ、子どもの虐待、家庭内の暴力の犯罪化と

加害者の処罰を求める勧告（カナダ）、家庭内暴力に関する法律の強化を求める勧告（メキシコ）、両性平等の視点を取り入れたUPPRのフォローアップの実施を求める勧告（スロベニア）、さらには戸主制度の廃止の広報を通じた婚姻上の男女平等の実効性の確保を求める勧告（メキシコ）でした。こうした審査の状況を見ると、韓国社会において、女性の地位向上と権利の改善が依然として優先課題であることがわかります。

韓国政府は、この他、人権条約機関の見解の普及と履行を求める勧告（ブラジル）、結社と集会の自由の保障を求める勧告（アルジェリア）、法執行官による拷問・虐待に関する捜査の実施（カナダ）、プライバシー保護を目的とする住民登録制度の見直しを求める勧告（カナダ）、難民の地位の認定手続を国際難民法に則って改善するよう求める勧告（ルーマニア）を受け入れました。

人権の普遍性と客観性を高めるために始まったUPPRという制度は、各国のあらゆる人権問題を取り上げることができると、国際的な人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いありません。UPPRは四年（その後四年半）に一回審査を受ける制度ですので、次回は韓国の第二回審査を取り上げ、どのような人権状況の進展が見られたのかを検討してみたいと思います。

## スフィア基準をご存知ですか？

—人としての尊厳と権利が  
守られる被災者支援のために—



研究センター研究員  
関西学院大学等非常勤講師

三輪 敦子

先日、テレビを観ていて、今の10代から20代の人たちの多くは、生まれてから一度も肌を焼こうと思ったことがないと知り、つくづく自分の年を感じました。そのきっかけとなったのは一九九〇年代初頭に話題になったオゾン層の破壊だそうです。地球温暖化や気候変動が国際的な課題として注目を集めるようになったのも、その頃でした。

そうした変化の影響か、近年、ゲリラ豪雨、竜巻等、以前には経験しなかった自然現象に見舞われることが増えました。台風の発生時期や進路も、過去のデータからは予測がつかないとされるケースが発生するようになっていきます。地震に関する研究に接すると、日本はいつどこで巨大地震が起こっても不思議ではない国

だということも改めて認識します。その意味で、地域と社会が災害にどのように対応するかは、今後、ますます重要な課題になってくるように思われます。

皆さんは、スフィア基準あるいはスフィア・プロジェクトという言葉を聞かれたことがあるでしょうか。スフィア・プロジェクトは、一九九七年に、災害や紛争における人道援助の質を向上させるために、援助に携わるNGOと国際赤十字・赤新月社連盟によって始められました。その中核には以下の二つの信念があります。

- (1) 災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、従って、援助を受ける権利がある。
- (2) 災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである。

これらを実現するために、スフィア・プロジェクトは、生命を守る主要な領域として「給水・衛生・衛生促進」「食糧の確保と栄養」「シェルター・居留地・ノン・フード・アイテム」「保健活動」の4分野を設定し、支援の際の最低基準を確認しました。スフィア基準は、現在、災害や紛争の際の人道支援の基準として最も国際的に認知された、現場での活動を調整するためのツールになっています。

前述の信念で示されているように、人道的な支援が

権利として認識されていることも重要な点です。援助は乞うものではなく、提供されるべきものなのです。

スフィア基準では、支援の基準が具体的に示されています。たとえば、一日の給水量の基準等とあわせ、トイレを設置する際には、個室の数を女性3、男性1の割合にするよう求めています。妊娠中および授乳期の女性には優先的に食糧支援が提供されるべきであること、孤児や栄養失調児等、困難な状況にある乳幼児には特別な配慮が払われるべきであることが明記され、障害者が家族や介護者と離ればなれになることの危険性に注意を喚起しています。また、性的暴力のリスクを認識し、防止し対応することを求めています。避難所の設置にあたっては、安全とプライバシーが確保できるスペースを設定しています。

これとの関連では、二〇一一年の東日本大震災の際に、一部の避難所で起こった事例が思い起こされます。体育館の床一杯に布団を敷き詰めて生活されていた光景は私たちの記憶に新しいと思います。やっと届いた間仕切りが使用されなかった避難所があることが報告されています。避難所のリーダー格の男性の「中にはいるみんなは家族と一緒にだから、間仕切りなんていらぬよね」との呼びかけに誰も異を唱えることができなかったのですが、これは着替えや授乳に苦労していた女性たちには特に残念な展開でした。スフィア基準が支援のベースとして活用されていなかった

とが惜しまれてなりません。その後、タイが大洪水に見舞われた際には、避難所になった空港の床一面にキャン普用と思われる無数のテントが設置されていたのを見る機会があり、日本よりもプライバシーが確保されている光景に感銘を受けたこともありました。

「被災者が人道対応の協議プロセスに関与することは、スフィアの原理の根本に位置している」ともスフィア基準は明言していて、被災者の声を聞くことが重要であることが示されています。被災者の多様性を理解した丁寧なプロセスが重要です。基準は、災害救援・復興支援にあたって責任を負う立場にある行政機関との交渉にあたって効果的に活用されることも想定されており、そうした観点からも、もっと私たちに身近な基準になることが望まれます。

#### 参考

スフィア・ハンドブックの日本語版は、以下からダウンロードできる。

[https://www.refugee.or.jp/sphere/The\\_Sphere\\_Project\\_Handbook\\_2011\\_J.pdf](https://www.refugee.or.jp/sphere/The_Sphere_Project_Handbook_2011_J.pdf)

スフィア基準に基づいた多様性・ジェンダー配慮については以下のチェックリストが参考になる。

<http://gdr.org/wordpress/wp-content/uploads/2014/08/スフィアに基づくリスト011.pdf>

## 部落差別解消推進法



研究センター客員研究員  
大阪観光大学観光学部准教授

廣岡 浄進

昨年の暮れ、二〇一六年二月九日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が国会で成立し、同月一六日に公布施行された。昨年は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が周知期間を経て四月に施行され、さらに「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が五月に成立して六月に施行されているが、それらに比べると、この法律はあまり注目されていないように思われる。

戦後の立法をふりかえると、一九六〇年に同和対策

審議会設置法が制定され、翌年に審議会が発足した。その答申が出されたのが一九六五年で、これをうけて一九六九年に制定された同和対策事業特別措置法は当初十年間の時限立法であったが、三か年延長された。これを継承して一九八二年に制定された地域改善対策特別措置法、一九八七年に制定された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）も時限立法で、地対財特法が二〇〇二年三月に期限切れで失効した後は、一五年近くにわたって部落問題の解決を掲げた法律が不在であった。ちなみに、一九九八年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育推進法）が制定されているが、条文には「同和問題」などの個別課題は明記されていない。

この部落差別解消推進法は恒久法であり、理念法である。まずは、国として、一連の特別措置法のなくなつた後、部落差別が解消していないというその根深さを認め、「部落差別は許されないものである」（第一条）と改めて宣言して、「部落差別のない社会を実現することを目的」として「部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにしたことを押さえた。

部落問題を指す行政用語は一九四〇年以来戦後にいたっても「同和問題」であったが、今回「部落差別」という文言が法文に採用された経過はよくわからない。これは与党自民党が主導した議員立法であるが、法の第一条は「情報化の進展」で部落差別の状況に変化が生じているという。国会での議論を見ると、ウェブ上での差別の煽動のような、地理的に区画されない問題が念頭にあるらしい。戦後の同和对策事業が同和地区指定を前提に進められ、住民の生活課題が焦点化されたのたいして、ここでは、部落をめぐる人の流入、とくに部落にルーツを持つ人びとの存在が問題になっているのであろう。

法律は全六条、具体的な施策としては、国および地方自治体が「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」(第四条)、「教育及び啓発」(第五条)、「部落差別の実態に係る調査」(第六条)に取り組みとしている。なお、実態調査についてだけは国だけが主体として規定されているが、この事情も不明である。また、あくまでも行政の施策となっていて「国民の責務」にあたる文言が書きこまれていない、予算措置が不明確であるなどの課題が、すでに各方面から指摘されている。このように気になる点はあるのだが、ともかく

諸人権課題のひとつとして部落問題があることを国として確認したといえるだろう。近年、学校教育や社会啓発の場で部落問題が取りあげられることが、ぐんと減っている。法律制定を機に、こうした傾向に歯止めがかかることを期待したい。

蛇足ながら、戦後の部落問題研究、部落調査が始められたとき、奈良本辰也、井上清、原田伴彦、また本センターの初代理事長である林屋辰三郎らの歴史研究が大きな役割を果たしてきた。この法律が問う部落差別の実態調査にしても、おそらくその内実はこれからの議論に委ねられているのであろうが、そこに部落問題の歴史社会性という視点は不可欠と考える。

最後に、この場を借りて企画の予告をお許しただきたい。今年度の本センターの人権大学講座の中で、九月四日(月)「部落差別の今をどう捉えるのか」として、齋藤直子、妻木進吾、山本崇記の新進気鋭の三氏に登壇をお願いして、この部落差別解消推進法をめぐるパネルディスカッションを予定している。司会はわたしが務めて、法が国や地方自治体の責務としている相談、教育・啓発、実態調査などについて、なにができるのか、また望まれるのか、具体的な課題を明らかにしつつ、これらに向けての議論を深めたい。

ユンドンジュ  
尹東柱誕生一〇〇年に思う



研究センター客員研究員  
立命館大学文学部客員教授

水野 直樹

日本でいちばんよく知られている朝鮮の詩人は、間違  
いなく尹東柱であろう。詩集の日本語訳が数種類出てお  
り、岩波文庫にも入っている。同志社大学に留学してい  
たことから、京都市には詩碑が二つ建てられている。今  
年秋には宇治市にも記念碑が建てられる予定である。

今年尹東柱が生まれて一〇〇年目に当たる。  
一九一七年二月三〇日、中国の吉林省和龍県（現在の  
吉林省延辺朝鮮族自治州の一部）明東村に生まれた。こ  
の地には一九世紀後半以降、朝鮮から移ってきた人々が  
多く住み、農業などに従事していた。尹東柱の家は、祖

父の代に朝鮮東北部から豆満江（中国側では図們江）を  
渡って明東村に移り、キリスト教の熱心な信者となつ  
た。尹東柱は明東村の小学校を卒業した後、朝鮮人が多  
い龍井の町の中学校に入り、さらに平壤（ピョンヤン）ス  
クール崇実中学校で学んだ。しかし、神社参拜問題で崇  
実中学校が日本当局の圧力を受けると、そこを中退して  
故郷に戻った。

その後、ソウル（当時京城）の延禧専門学校（現在の  
延世大学校）に学び、同校を卒業した後、日本に留学し  
て、立教大学を経て同志社大学英文学科に入学した。  
一九四三年夏、京都帝国大学文学部で学んでいた従兄弟  
の宋夢奎（ソンモンギ）とともに「朝鮮独立運動」をしたという容疑で  
検挙され、治安維持法違反で懲役2年の判決を受けた。  
福岡刑務所で服役中、日本敗戦のわずか半年前、  
一九四五年二月一六日に福岡刑務所で獄死した。二七歳  
の若さだった。宋夢奎も同じ刑務所で三月七日に獄死し  
た。

尹東柱が書いた詩のいくつかは、生前に雑誌や新聞に  
掲載されたことがあるが、ソウルで詩集が出たのは獄死

から三年後の一九四八年のことである。その詩集が広く読まれ、教科書にも詩が掲載されることによって、韓国の「国民的詩人」「民族詩人」「抵抗詩人」あるいは「キリスト教詩人」と呼ばれるようになった。

今年五月、韓国に数日滞在したが、書店には尹東柱コーナーが設けられ、詩集や彼について書かれた本がたくさん並んでいた。昨年には、尹東柱と従兄弟宋夢奎を主人公にした映画「東柱（トンジユ）」が多くの観客を集めたこともあって、韓国ではさながら尹東柱ブームといえるくらい関心が高まっている。

同じ五月には、生まれ故郷の朝鮮族自治州にある延辺大学で開かれた尹東柱誕生一〇〇周年記念学術会議に参加して発表もしたが、中国朝鮮族の間でも尹東柱に対する関心と研究が広がり深まっていることを感じた。彼の作品を分析・解釈するにとどまらず、彼が生きた時代に彼の周辺の人びとがどのような活動をし、いかなる思いをもっていたのかを明らかにすることによって、尹東柱の詩世界を広い視野からとらえなおそうとする研究が増えつつある。

誕生から一〇〇年を迎えたいま、尹東柱を、現在の東アジアにおいてどのように位置づければよいのかを問い直してみる必要があると思われる。

尹東柱の生涯のあらましからわかるように、彼の足跡は現在の中国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、韓国、そして日本にまたがっている。彼の足跡をたどることは、二〇世紀前半の東アジアの歴史を知ることにつながる。異郷の刑務所で獄死しなければならなかったのは、いうまでもなく日本による植民地支配の暴力によるものであった。彼の死は治安維持法体制の下での人権蹂躪を象徴的に示している。尹東柱の生涯はこのような歴史に対するリアルな認識を与えてくれる。

しかし、それにとどまらず、彼が残した作品は、多くの人びとの心に響くものをもっており、その点において東アジアに生きる者としての共生の感覚をもたらしてくれる。尹東柱の足跡をたどり、その作品を読み理解することを通じて、国境と軍事境界線で分断され対立・葛藤の様相を示している東アジアの現状を超える想像力を持つことができるのではないだろうか。

## 女性のライフコースと結婚の意味

—結婚指輪から読み解く—

研究センター研究員

京都華頂大学現代家政学部教授

馬場 まみ

現在、どれくらいの人が結婚指輪をしているだろう。結婚していてもはめていない人もあれば、夫婦ともに、または妻だけがしているカップルもある。夫婦によって異なるが、夫がしていても妻はしていないという組合せはあまりみられない。結婚指輪は、もともとはキリスト教徒の風習で、日本では戦後の高度経済成長期に急速に広がったとされる。西洋では夫婦で指輪を交換していたが、日本では、「どうも男が指輪をしているなんて気恥ずかしい」、「男性の多い職場を見ると結婚指輪をはめている人は、あまりいません」（『朝日新聞』一九六四年一〇月二〇日）などの記事にみられるように、男性が指輪をすることは少なかった。そのため、結婚指輪は女

性のみが結婚を機にするものとして広がった。

結婚指輪は、「結婚している」ことを見ただけでわかるようにする役割をはたしている。指を見れば、結婚しているかどうかかわかるのである。このように、女性は外見から未婚か既婚かがわかるようにすることは古くから行われていた。時代をさかのぼると、江戸時代にも立場によって外見が異なることが重視された。江戸時代は身分制社会であるから、男女ともに公家や武家、町人などの身分や階級によって服装や髪形が異なっていた。さらに、女性は「結婚」を機に異なる姿になることが求められた。当時裕福な町人向けの教養書が多く出版され、これらの書物には、未婚の女性は華やかな振袖を着て帯を後ろで大きく結び、既婚の女性は地味な柄の着物を着て帯は前で小さく結ぶ姿で描かれている。また、江戸時代中期の『系入女重宝記』（一六九二年）では、女性を「公家・武家・町人・百姓」の妻という身分のほかに、「妾女・傾城・火車・後家」で区別している。妻の地位にある女性と、「妾女」や「後家」、遊郭の女性は異なる姿であった。

当時の女性向けの教訓書である『女大学宝箱』には、「女子は成長して他人の家へ行」くのであり、「婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ、敬ひ慎て」仕えなけ



ればならないと書かれている。女性は結婚し、「君主」のような「主人」である夫に仕えるのである。女性は結婚することによって妻になり、自らの勤めを果たすことができる。そのため、妻の座を得るために結婚することは、女性にとって非常に重要なことであった。妻である、妻以外の立場にある、夫が亡くなった、というように「結婚」と「夫」を軸にして女性の社会的な位置づけが規定され、その立場がわかるような装いが求められた。

近代になっても、女性が社会的に位置づけられるためには結婚することが必要だったという状況に変わりはない。一八九一年に発刊された『女鑑』には、「女子教育の本旨は、其の淑徳を啓発して、男子の功業を扶くるに足るべき、良妻たらしむるにあり」と書かれている。女性は結婚して妻になるのであり、教育も「良妻」になるために行われた。

戦後、憲法で男女平等が謳われ、イエ制度は解体された。しかし、高度経済成長期に、政府は性別分業を基盤とする政策を強力に推進した。そして、産業構造の転換によって雇用者が増加し、女性は20代半ばで結婚し、専業主婦になるのが「あたりまえ」の社会になった。女性にとって「結婚」は「永久就職」ともいわれ、仕事をも

たない女性は、結婚することによって就職で得られるような社会的な位置づけを得ていた。同時期に、こうしたライフコースをたどる女性に、結婚という重要な節目を機に指輪をすることが広がった。

今日では男女共同参画社会の実現に向け、男女ともに家庭役割を担い、働く社会の構築が進められている。女性は、結婚し夫を通して社会とつながり、妻という立場でのみ社会的な存在になるわけではない。女性は、「結婚」と「夫」によってではなく、仕事をすることで自身を社会のなかに位置づけるようになった。こうした生き方は女性の結婚に対する意識を変え、結婚にかかわる風習を変えてきた。例えば結婚指輪については、夫婦ともにするカップル、夫婦ともにしないカップルが増えてきた。ここには、男女ともに家庭役割を担うという意識や、女性にとって結婚が唯一の道ではないという意識が反映しているとみられる。また、女性の配偶者に対する呼び方に「主人」の他に「夫」など様々な呼称がみられるようになったのは、女性の生き方や意識、夫婦の関係性の変化の表れといえよう。今後、女性も男性もより多様なライフコースをたどるようになり、結婚に対する意味づけやパートナーとの関係性はさらに変化していくだろう。

## 日本語を学ぶ・日本語で学ぶ 人権教育と「生きるためのことば」



研究センター専任研究員

内田 晴子

「日本語教育は人権教育です」と言われたら、読者はどう反応されるでしょうか。親と一緒に来日・定住して、日本の学校で学ぶ外国出身の子どもたちの話です。「そんなの当たり前」でしょうか。「え、ちょっと違和感」「語学は語学教育でしょう」という声も聞こえてきそうです。

こういった子どもたちについて、現在の日本社会の課題と論点は、年少者日本語教育、母語・母文化の保持、進学機会の確保、居場所の確保です。来日して間もない子どもの場合、日本語指導が必要なことは誰の目にも明らかですが、日常会話が流暢になると「もう大丈夫」と誤解されがちです。実際は「学習に必要な日本語」

の習得には年数がかかるので、「日本語で学ぶ」「思考する」スタートラインに立てないまま学年が上がっていく子どもが多くいます。低学年で来日した子どもは失われやすく、家族とのコミュニケーションが維持できなくなる弊害は大きいです。母語も日本語も不十分で「思考する」言語が確立できないまま育つケースも、問題視されています。外からは分かりにくいのですが、本人の深刻な生きづらさにつながるからです。

教育行政における「外国人教育」は、1980年代から90年代にかけては在日コリアンの子どものことだけを指していたものが、次第に多様な民族的・文化的背景の子どもたちの教育をも指すようになってきた経緯があります。偏見や差別を排し、異なる背景の人々を尊重し共に生きていく態度を育てるという点では地続きです。1995年から国連が人権教育への取り組みや行動を加盟国に求めるようになったことをきっかけに、自治体でも「行動計画」や「方針」などで「外国人教育」は人権教育のひとつ、と位置づけられるようになりました。教育業界以外の方には意外に思われるかもしれませんが、たとえば京都市でも、外国人教育・日本語指導は、教育委員会の中で人権教育と同じ部局にあります。日本語指導だけでなく、ネイティブの母語教員や母語支援員が少しずつ配置されるようになりました。

今年の4月、ある講座において、スピーカーのおひとりがフィリピン人の母語支援員でした。次のように発言されていたのがとても印象的でした。

「読み書きのちからや、考えることばは、〈すべての〉子どもに必要なことです。人間として生きていくための、基本です。基本の、権利だと思えます。・・・みなさん、居場所をつくりましょう。」

古くから人権教育に関わっておられる方々は、腑に落ちるというか、同和教育実践のなかで語られてきたこととの共通性を見出されるのではないのでしょうか。母語支援員は学校の中で日本語担当教員や担任らと協力しながら、母語活動、適応支援、保護者と教員の間の通訳など、あらゆることをしています。その中で、実感のこもった言葉でした。公立学校で日本語学習や母語・母文化活動をすることは、〈特別扱い〉や〈不公平〉ではありません。対応には自治体間格差が大きく、実際には不十分な自治体が多いのは事実ですが、しかし、予算が足りないから無理、やらなくていい、という類のことではありません。なんとか知恵を絞って取り組むべき事柄なのです。

その教育効果は、日本語能力という形でその対象児童だけを得るわけではなく、学校の中の人権教育に位置づけることができます。例えばこんな場面がありました。

小学校の校外宿泊学習を前にした学年集会でのことです。ある児童は来日してしばらくたち、友人関係や日常生活では問題なく行動できていましたが、学校とは異なる空間では、日本語の指示がわからなくて困るのではなにか、と日本語の先生は予測していました。学年全員の前で先生は発言します。「ミアさん(仮名)は日本語がとても上手になって皆さんと一緒に遊んだり勉強したりしていますね。でも、皆さんにお願いしたいことがあります。ミアさん、〈入浴準備〉って何かわかりますか?」ミア「えー、わからない:」(首をかしげる)先生「どういう風に言ったらミアさんに分かりやすいですか?」他の児童から「おふろの用意すること!」と声飛びます。ミアさんは、あーなるほどわかった、という顔でうなずきます。

日本語ネイティブ話者が伝わりやすい日本語を使えば、スムーズな意思疎通や情報提供が可能になるということ、児童や担任教員らが体験的に学んでいるのです。これは多文化共生の文脈の中で広く知られる「やさしい日本語」と呼ばれるもので、現在ではNHKも「やさしい日本語ニュース」を毎日配信しています。概要を知るには、愛知県が作成したスマホアプリ「やさしい日本語」もおすすすめです。

## 同一労働同一賃金の原則について



研究センター研究第六部長  
京大名誉教授

### 西村健一郎

一 政府の「働き方改革」には長時間労働の規制、高齢労働者の就労促進等多くのテーマが挙がっているが、その中でも重要な課題が「同一労働同一賃金の原則」である。これは、平たく言えば、同じ働きであれば同じ賃金を支払うということであるが、現在の喫緊の課題である、正規労働者と非正規労働者の、非常に大きな格差を是正する重要な方策の切札として登場したともいえる。

しかし、正規労働者の場合、新規学卒一括採用後、会社内での研修・労働養成、長期のキャリア形成を予定し

て長期雇用が約束されるとともに、通常、職種・勤務場所は無限定（業務上の都合での配転・出向あり）、業務の都合で（無制限ともいえる）長時間残業が存在することが大きな特徴となっており、給与（賃金）も月給制で、年に二回ないし三回の賞与（ボーナス）の支給、退職時には退職金の支給の形態が通常である。給与（賃金）は、年功、学歴、世帯構成、職務上の責任、能力等多様な要素によって決定され、非正規労働者のように世間相場、外部労働市場（世間相場）によって当事者の合意に基づきシンプルに決まる時間給制と対置される構成となっている。問題は、この両者を比べてみて、非常に大きな格差があることであり（ヨーロッパの場合二割程度であるのに対して、わが国では四割を超える格差がある）、この格差是正が課題となっているのである。

二 同一労働同一賃金の原則の存否が問題となった有名な裁判例である丸子警報器事件・長野地裁上田支部判・平成八年三月一五日（労判六九〇号三二頁）は、①わが国には、同一（価値）労働同一賃金の原則を定める実定

法規は存在しないこと、②しかし、その原則の基礎にある「均等待遇の理念」は、賃金格差の違法性判断において、ひとつの重要な判断要素になる、③その理念に反する賃金格差は、使用者に許された裁量の範囲を逸脱したものととして公序良俗に違反する、とした。そして使用者には二割の範囲で裁量があるとしても、原告ら非正規労働者の賃金が「同じ勤務年数の女性正社員の八割以下となるときは」、公序良俗に違反すると結論づけ、不法行為に基づく損害賠償を認容した。

こうした考え方は、性別、人種・国籍、信条等に基づく差別禁止（労基法三条・四条、パートタイム労働者法九条）とは異なる、「合理性のない格差」を違法とする均衡原理として、現在、わが国の実定法規にも設けられている（労働契約法二〇条、パートタイム労働者法八条等）。これは、差別禁止に基づく均等処遇とは異なるものである（均等処遇と「均衡処遇」（不合理禁止）との違いを強調する論者として、東大の荒木教授の論考・労働新聞三〇八七号、三〇八八号、三〇八九号参照）。

もともと「不合理禁止」の法理の実際の適用において、裁判例は必ずしも統一されているわけではない（長澤運輸事件・東京地判平成二八年五月一三日・労判一一三五号一頁、同控訴審・東京高判平成二八年一月二日・労判一一四四号一六頁、ハマキョウレックス（差戻審）事件・大津地彦根支部判平成二七年九月一六日・労判一一三五号五〇頁、同控訴審・大阪高判平成二八年七月二六日・労判一一四三号五頁など）。「同一労働同一賃金」は、ややミスリーディングな表現ではある。

三 なお、政府は、「同一労働同一賃金ガイドライン案」（平成二八・二二・二〇）を決定し、これをもとに法改正の立法作業が考えられている。しかし、ガイドライン案にはまだあいまいな所もあり、これが杓子定規に労使の企業内賃金格差の妥当性如何に適用されることは避ける必要がある。山田久氏が主張するように、非正規の労働者が正社員に転換できるルートを整備し、キャリア形成での格差是正を図る視点も必要であろう（同氏『同一労働同一賃金の衝撃』日経出版、参照）。

# 「京都ウイメンズベース」の概要について



京都ウイメンズベースセンター長  
中西たえ子

平成二八年四月、女性の活躍推進にむけた事業主行動計画の策定を義務（一部努力義務）付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されるなど、社会全体で女性活躍を進める動きが拡大しています。

人口減少社会を迎える中、我が国の持続的成長を促し、社会の活力を維持していくためには、「女性の力」の発揮が不可欠です。古から文学をはじめ文化・芸術、スポーツ、産業から地域づくりに至るまで、幾多の女性が活躍してきた京都においても、平成二七年三月、経済団体等と行政とが連携して女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」（事務局・京都府・京都市・京都労働局・京都商工会議所）を発足させ、活躍の加

平成 27 年 3 月 16 日輝く女性応援京都会議 発足



速化に向け四つの行動宣言を採択し、平成二八年三月には、この行動宣言に基づき、「京都女性活躍応援計画」を策定しました。

【京都ウイメンズベース概要】  
「京都ウイメンズベース」は、「輝く女性応援京都会議」の事務局機能を担っており、短期集中的に女性活躍を推進するための拠点として平成二八年八月開

設しました。

このように、経済団体等と行政が連携したオール京都体制で拠点を設置し、取り組んでいる都道府県は他になく、全国初の取組として、国からも高く評価されているところです。

### 【事業内容】

京都ウイメンズベースでは、四つの行動宣言の各項目に沿った事業メニューを展開しています。

### 平成28年3月 京都女性活躍応援計画 策定

輝く女性応援京都会議で採択した4つの行動宣言に基づき、経済団体等と行政とがオール京都で京都の女性の活躍に向けた推進計画を策定

- 計画期間：平成28年4月～平成30年3月
- 4つの行動宣言に基づき、「現状と課題」「対応する取組」を整理
- 施策推進の目安となる、11の参考指標を設定

女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」



① 企業の事業主行動計画策定支援

女性活躍・ワークライフバランス推進マネージャーが、企業を直接訪問し、計画策定のお手伝いや女性活躍推進のアドバイスをさせていただきます。特に支援が必要な中小企業をメインターゲットとして取組を進めます。

事業主行動計画の策定を契機として、中小企業において課題となっている、優秀な人材の確保という好循環に繋げていきます。

いと考えております。

② 女性活躍に向けた総合的な人材育成

平成二八年度の京都府の調査では、係長相当職の女性比率二〇・五%に対し、課長相当職一五・一%となっており、若手社員、管理職予備層の人材育成が重要です。

意欲ある女性が、それぞれの価値観に基づいて働くことができるよう、様々な研修メニューを提供します。

③ 企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともに長時間労働の削減や働き方の見直しを行う

うとともに、仕事と生活を両立し、その個性と能力を発揮して活躍していくことが重要です。

④ 起業・創業の推進

女性ならではの視点を活かして起業することは、女性の多様な働き方の一つです。

経済団体や金融機関の取り組みと連携しながら、起業前から起業後へと各ステージに応じてトータルにサポートします。

男女共同参画社会基本法第二条、男女共同参画社会の定義は、男女が社会の対等な

構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となっています。

女性の価値観は本当に様々であり、私はそれぞれに尊重されなければならぬと感じております。誰もが自身の価値観に基づき、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要なのです。

「京都ウィメンズベース」の取組がその一助となるよう、今後とも切磋琢磨してまいりたいと思っております。

<p>行動宣言1 自主的な行動計画の 策定推進</p>	<p>行動宣言2 積極的な人材発掘・能力開発・登用 等の推進</p>	<p>行動宣言3 「働き方改革」の推進による 環境づくり</p>	<p>行動宣言4 起業・創業の推進</p>
-------------------------------------	--	--	---------------------------

## 2017年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で20年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点に向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
2	7月3日 (月)	講義	14:00～15:40	性的少数者と人権	谷口 洋幸	第4部
3	7月12日 (水)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	寺社参詣とけがれ	野地 秀俊	第2部
4	7月19日 (水)	講義	14:00～15:40	学んで活かそう女性の権利	山下 泰子	第4部
5	8月1日 (火)	講義	14:00～15:40	子どもの権利条約と子どもの権利委員会	大谷美紀子 坂元 茂樹	第1部
6	8月29日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都の伝統産業と在日朝鮮人	高野 昭雄	第3部
7	9月4日 (月)	講義	14:00～15:40	部落差別の今をどう捉えるのか	廣岡 浄進 齋藤 直子 妻木 進吾 山本 崇記	第2部
8	9月19日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都五山碩学僧と対馬(朝鮮)修文職	仲尾 宏	第3部
9	9月29日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	戦前京都在住朝鮮人の福祉活動 ～向上館保育園・産院と朝鮮人留学生～	水野 直樹	第3部
10	10月17日 (火)	講義	14:00～15:40	ワーク・ライフ・バランスと労働法の課題	植村 新	第6部
11	10月23日 (月)	ワーク ショップ	14:00～15:40	人権の参加型学習 ～「違い」の検討～	上杉 孝實	第5部
12	10月31日 (火)	講義	14:00～15:40	企業とCSR(企業の社会的責任)	桑原 昌宏	第6部
13	11月13日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の福祉政策を考える ～被差別民の生きる権利～	山路 興造	第2部
14	11月24日 (金)	講義	14:00～15:40	多文化共生社会と市民性教育	野崎 志帆	第5部
15	12月8日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	もう一つの中世被差別民像 ～官途名・花押・襲名～	川嶋 將生	第2部
16	1月22日 (月)	講義	14:00～15:40	医療と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：ハートピア京都(中、烏丸九太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座



## 会場案内



## 講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円 全講座一括の場合 13,000 円

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱UFJ 銀行	京 都 支 店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本 店	普通	1039688

### 申 込 先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 「賛助会員」募集中

- 年会費 個人会員 1 万円 (学生は 5 千円) 法人会員 5 万円
- 特 典
  - ・『グループ』(季刊：年 4 回発行)『年報』の無償送付
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
  - ・「人権大学講座」の無料受講
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内

## ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。



### 【コース一例】

#### ■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラツ  
テイ千本・北野天満宮〉

#### ■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・  
八坂神社・清水寺・耳塚・  
豊国神社〉

#### ■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹  
東柱詩碑・護王神社・六  
角堂・四条河原の阿国像〉

#### ■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社〉  
洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉  
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



### 【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに  
1,000円を加算  
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金  
でお支払いください。

### 【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター  
TEL：(075) 23112600  
FAX：(075) 23112750  
e-mail：jinken@kyotoemai.ne.jp

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価  
1,500円(+税)

### 「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



### フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

# 2014年度・2015年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

- |  |   |  |   |  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |   |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|
| ① 救済の社会史<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,000円<br>税別 | ② アイヌ・台湾・国際人権<br>安藤仁介著<br>定価 1,000円<br>税別 | ③ 朝鮮通信使と京都<br>仲尾 宏著<br>定価 1,500円<br>+税 | ④ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>税別 | ⑤ 人権から見た近代京都<br>(絶版)<br>秋定嘉和著<br>定価 1,000円<br>税別 | ⑥ 京都の中の渡来文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権<br>田端泰子著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑧ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑨ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑪ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑫ 職能民へのまなざし<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 2,000円<br>+税 | ⑬ 歴史のなかの人権文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑭ 都の文化・光と陰<br>——人権の視点から——<br>山路興造著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑮ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|

公益財団法人 世界人権問題研究センター刊

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)